

神奈川県営発電所（相模発電所ほか10箇所）の電力受給に係る一般競争入札

質問回答書

令和8年7月29日

各 位

神奈川県企業庁
利水電気部発電課

番号	質問項目	質問内容	回答							
1	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書別添2	企業庁からのお知らせ	柿生発電所について、故障が発生し復旧の目途が立っていないため、電力受給期間中の予定受給電力量が0になる可能性があります。							
2	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書別添2	企業庁からの訂正	「○設備の更新及び修繕に伴う発電停止日数（延べ7日以上での停止）」における「令和11年度」の城山発電所について、記載漏れがありましたので、訂正します。 〔正〕 令和11年度 <table><tr><td rowspan="3">城山</td><td>1・2号</td><td>365</td></tr><tr><td>3号</td><td>182</td></tr><tr><td>全台</td><td>90</td></tr></table> なお、仕様書別添6における「＜参考＞○城山発電所 予定工事による停止時期」の訂正はありません。	城山	1・2号	365	3号	182	全台	90
城山	1・2号	365								
	3号	182								
	全台	90								
3	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書別添3	企業庁からの訂正	【参考：1月まで】令和7年度における11月の数値について、以下のとおり訂正します。 ＜受給電力量＞ 柿生発電所 〔誤〕 → 〔正〕 1,673 → 391 ＜揚水電力量＞ 城山発電所 〔誤〕 → 〔正〕 16,956 → 0 なお、数値の変更により合計値に変更が生じます。							
4	電力受給契約書第26条	企業庁からの訂正	契約書（契約保証金）第26条の条文について、以下のとおり訂正します。 〔誤〕 第26条 乙は、契約保証金として、電力受給契約額（（買取単価×契約期間平均目標受給電力量）… 〔正〕 第26条 乙は、契約保証金として、電力受給契約額（（買取単価×契約期間平均予定受給電力量）…							

番号	質問項目	質問内容	回答
5	入札公告兼入札説明書 14(2) 電力受給契約書 第32条第3項	【履行保証保険による契約保証金の代替】 契約保証金について、履行保証保険による代替を検討しております（契約書第32条3項に履行保証保険の記載があることを確認）。①履行保証保険契約はいつまでに締結しておく必要があるか、②契約保証金に代えて履行保証保険を利用する旨は、いつまでに・どのような方法で申請すればよいか、③提出が必要となる書類（保険証券の写し等）とその提出期限、をご教示ください。 あわせて、保険会社側の制約から、可能であれば電力受給期間開始の直前（令和9年3月31日まで）など、保険証券提出までに猶予をいただけますと幸いです。その対応可否についてもご回答ください。	契約締結は、落札決定通知のあった日から7日以内に行わなければいけないため、契約保証金（担保として提供する有価証券等も含む）は、契約締結時までに納付または確認を受けてください。 ①については、上記のとおり、契約締結時までに契約し、県企業庁の確認を受けます。 ②については、落札決定後、契約締結前の間に「入札説明書」16 参加申込書、入札書等の提出先及び問合せ先 の所属へまずはご一報ください。 その後、契約締結時までに確認を受けてください。 ③については、保険証券を契約締結までの間にご提出ください。 なお、契約保証金納入後に金融機関の保証書などの有価証券等に差し替えること等については、ご相談に応じます。
6	入札公告兼入札説明書 14(2) 電力受給契約書 第26条	契約保証金につきまして、免除とわかるタイミングや提出書類等ございましたらご教示お願いいたします。	開札後に、落札候補者として連絡を受けた者は、連絡を受けた日から起算して3日以内（閉庁日等を除く）に、「契約保証金免除申請書」と必要書類を提出していただきます。その後、契約担当者により、神奈川県公営企業財務規程（以下「財務規程」という。）第138条の規程に該当するか判断します。なお、添付書類は、財務規程第138条に該当することがわかる書類です。 その他につきましては、「神奈川県営発電所（相模発電所ほか10箇所）の電力受給に係るQ&A」（以下「Q&A」という。）のQ25～31をご確認ください。
7	電力受給契約書 第26条	契約保証金について、契約保証金免除適用されるか否かはどのタイミングで通知されますか。	本質問回答書の番号6のとおりです。
8	入札公告兼入札説明書 14(2) 電力受給契約書 第26条	契約保証金がかかる場合、銀行保証書での納付を考えておりますが、発行手続きに1カ月以上時間を要する可能性があり契約締結までのお時間をいただくことは可能でしょうか。	契約締結は、落札決定通知のあった日から7日以内に行わなければいけないため、契約保証金の納入は「Q&A」のQ25の回答のとおり契約締結時までに納付してください。 なお、契約保証金納入後に金融機関の保証書などの有価証券等に差し替えること等については、ご相談に応じます。
9	神奈川県営発電所（相模発電所ほか10箇所）の電力受給に係るQ&A I-30	納付書払いの場合、窓口納付が必要な形式となりますでしょうか。また、指定銀行（収納契約先）に三井住友銀行は含まれておりますでしょうか。 現在銀行窓口での納付書支払いの取扱いがなくなっておりまして窓口納付以外でのお支払い方法での契約を希望いたします。	納入通知書でのお支払いの際は、納入通知書に記載の金融機関の窓口にてお願いします。 三井住友銀行は納付可能です（神奈川県内及び東京都内の店舗に限る）。 なお、契約保証金の納付に代えて有価証券等を担保として提供いただくことも可能です。

番号	質問項目	質問内容	回答
10	入札公告兼入札説明書 14(2)	神奈川県公営企業財務規程第138条第3号に規定する「種類及び規模をほぼ同じくする契約」及び「数回以上」について、判断基準がございましたらご教示ください。	「種類及び規模をほぼ同じくする契約」について、金額等の数値基準は定めておりません。落札候補者から提出いただく契約保証金免除に係る申請書及び契約実績を証する書類（契約書の写し等）に基づき、該当性を個別に判断します。 「数回以上」とは、1回以上の契約締結履行となります。
11	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 8(1)	支払条件・支払日の指定はありますか。	お支払いは、納入通知書に記載の金融機関の窓口にてお願いします。 支払日については、契約書（案）第25条4項に記載のとおりです。
12	入札公告兼入札説明書 15(11)(12)	開札日と落札決定日の違いをお伺いしたく存じます。 また、契約締結及び契約保証金の納付期限をご教示いただきたく存じます。	・開札日…入札書を開封する日。 ・落札決定日…入札書を開封し、落札候補者となった者が契約を履行することができうるか審査を行い、問題ないと認められ、落札決定通知を行う日。 ・契約締結日…落札決定通知のあった日から7日以内。 ・契約保証金の納付期限…「Q&A」のQ25の回答のとおり、契約締結時までに納付していただきます。
13	電力受給契約書 第24条	発電側課金の支払方法について、毎月の電力量料金と相殺する認識でよろしいでしょうか。	Q&A「I 入札について」のQ22に記載のとおりです。
14	電力受給契約書 第24条	発電側課金については、毎月の電力料金と相殺する形で精算する認識で相違ございませんでしょうか。また、発電側課金は実質的に買受人負担となる認識でよろしいでしょうか。	本質問回答書の番号13のとおりです。
15	入札公告兼入札説明書 9(4)	【発電側課金の負担と入札単価への記載】託送供給契約に基づき一般送配電事業者が企業庁に請求する発電側課金は、最終的に買受人が負担するとの理解でよろしいでしょうか。また、入札書に記載する一般水力の買取単価（円/kWh）および揚水式の年間固定価格（円/年）は、発電側課金相当額を含まない金額として記載するとの理解で相違ないか、念のためご確認ください。	本質問回答書の番号13のとおりです。 入札書に記載する金額についてはお見込みのとおりです。
16	電力受給契約書 第14条	落札者が締結する託送供給契約について、城山発電所はあくまでも2台分のみの契約締結を行う形で問題ございませんでしょうか。	受電地点ごとの契約になるため、城山発電所は4台分でお願います。
17	電力受給契約書 第24条 神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 別添1-1	城山発電所に係る発電側課金相当額も買受人への転嫁対象と理解していますが、1・2号機が電力受給期間の全期間において停止する間、課金対象電力（205,083kW）から停止号機分は控除されますでしょうか。控除されない場合、その算定の考え方をご教示ください。	本質問書番号16に記載のとおりです。

番号	質問項目	質問内容	回答
18	電力受給契約書 第24条	・契約書の記載より貴局より一送へ直接発電側課金を支払する形ですが、直接回収に伴い、支払月が遅れる(期ずれ)などの弊害はない認識でよろしいでしょうか ・上記なにかしらの弊害があった場合、代理回収(小売りから支払)にする協議の余地はありますでしょうか ・また、城山発電所の2台分についても、玄倉第2発電所同様に電力料金への加算対象外(落札者の負担対象者外)という認識でよろしいでしょうか	・発電側課金の支払月が遅れる弊害はありません。 ・代理回収は原則行いません。 ・城山発電所の1・2号機の2台分については、発電側課金の対象です。
19	電力受給契約書 第24条第2項 神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 別添1-1	契約書(案)第24条第2項ただし書により、休止中の玄倉第2発電所に係る発電側課金相当額は買受人への転嫁対象外との理解でよろしいでしょうか。なお、別添1-1の同発電所の課金対象電力「2,763W」は「2,763kW」の誤記との理解でよろしいでしょうか。	玄倉第2発電所の発電側課金については買受人への転嫁対象外です。 課金対象電力については、仕様書の内容に誤りがありましたので訂正します。 〔誤〕 〔正〕 2,763W →2,763kW
20	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 10(8) 電力受給契約書 第24条 神奈川県営発電所(相模発電所ほか10箇所)の電力受給に係るQ&A I-22	買受人が転嫁負担する発電側課金相当額について、直近1年間の実績額または令和9年度の見込額(発電所別、kW課金・kWh課金別、消費税等相当額の取扱いを含む)をご提示いただけますでしょうか。ご提示が難しい場合は、別添1-1記載の各発電所の課金対象電力に適用される、割引区分適用後の課金単価をご教示ください。	仕様書別添1-1に記載されている割引区分を確認の上、託送供給約款に基づき算定願います。
21	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 別添1-1	発電側課金の割引区分について、道志第2発電所と柿生発電所は割引区分が2種類記載されているが、これはど2種類の割引区分が適用されるということか。そうでない場合は、こういった意図で割引区分を2種類記載しているのか。	お見込みのとおりです。
22	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 別添1-1	発電側課金について、「受電地点が同一」と記載がある発電所には発電側課金が課されないという認識で間違いはないか。	お見込みのとおりです。
23	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 4ア	一般水力発電所につきまして、過去実績で計画変更は1日で最大何回ありましたでしょうか。また、夜間(17時以降)の変更はありますでしょうか。	最大回数については記録を取っていないため把握しておりませんが、令和8年6月の台風7号の際に、ダム放流を行いました。その際の計画変更の回数は11回です。また、夜間も計画変更の可能性がありま
24	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 4ア	天候等により発電量に変更となる場合、1コマ最大でどのくらいの数量が変わりますでしょうか。(【例】6,000kWh→0kWhに発電量が減る等) また、過去に実際に変更した際のExcel等あればご提供いただくことは可能でしょうか。	令和5年7月4日の送電線事故によって6箇所の発電所が停止し、その際1コマで9,821kWhの発電量が減少しました。また、常時は当該データを取得していないため、提供はできません。
25	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 6(1) 神奈川県営発電所(相模発電所ほか10箇所)の電力受給に係るQ&A II-1	【一般水力の発電パターン変更の頻度・連絡期限】 一般水力発電所について、運用制約の範囲内で発電パターンを協議できると理解しています。パターンの変更は、日別・平日/休日別など、どの程度の頻度・単位で設定・変更が可能でしょうか。また、変更を希望する場合、いつまでに企業庁へ連絡が必要でしょうか。	一般水力発電所の運用についてはダム運用に帰属するため、買受人による計画変更はできません。

番号	質問項目	質問内容	回答
26	その他	・ダム式もしくはダム水路式の一般水力発電所においては水運用等の制約が無い時間帯においては、ピーク運転も可能でしょうか ・もし、可能な場合には過去10年間の実績電力量の中でも既に一定程度反映済みという認識でよろしいでしょうか	本質問回答書の番号25のとおりですが、水運用の制約の範囲の中でピーク運転を県企業庁が計画し運転してます。 なお、過去10年間においても反映済みです。
27	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 4・6・別添4	【運用上の制約と容量停止計画の提出主体】 ①ダム式の安定電源（相模・愛川等）について、買受人として留意すべき制約はありますか。例えば、安定電源として、〇時間以上、〇kw以上の出力が毎日必須であるなど ②変動電源についても、①と同じように、運用上の制約はありますか。 ③全電源について、容量停止計画（作業停止計画等）の電力広域的運営推進機関への提出は、企業庁と買受人のどちらが行うのでしょうか（仕様書10(7)では買受人が行うと理解していますが、容量停止計画についても同様か確認したい）。	①②本質問回答書の番号25のとおりですが、運用上の制約については、仕様書別添1－1に記載のとおりです。 ③容量停止計画の提出については、県企業庁が行います。
28	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 別添2・別添3	【一般水力発電所の過去10年間の受給電力量に対する予定受給電力量】 相模、津久井、道志第1・第3、道志第2・第4の各発電所については、過去10年間の平均的な年間受給電力量に対し、令和9・10年度の平均予定受給電力量の方が数%～20%程度多くなっているように見受けられます（特に道志第1・第3は25%程度多くなっている）が、このような予定受給電力量とされている理由をご教示ください。	仕様書 別添2については、突発的な事象や放流を含んでいない予定受給電力量となります。なお、過去10箇年の実績については、突発的な事象や設備停止（オーバーホール、放流等）の影響が含まれているため、予定受給電力量より過去実績の方が低くなっています。
29	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 別添1－1 電力受給契約書 第30条	ダム放流中は「原則最大流量での運転」とありますが、発電計画を上回って発電された電力量についても全量が受給対象（買受人の買取・支払対象）となる理解でよろしいでしょうか。その場合の買取単価と、インバランス精算の帰属についてもご教示ください。	発電計画を上回って発電された電力量についても全量が受給対象となります。 その際の買取単価は契約書第20条、インバランス精算の帰属は契約書第30条に基づきます。
30	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 別添4	一般水力発電所について、発電計画と実績受給電力量の乖離の実績を、可能であれば発電所別・月別に、前日計画対実績・当日変更後計画対実績の別でご提示いただけますでしょうか。	発電計画と実績の乖離については記録をしていないため、回答できません。
31	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 3	仕様書「3 予定受給電力量及び実績受給電力量」に過去10年間の実績が記載されており、契約書第12条では予定電力量は保証しないとされています。予定受給電力量と実績受給電力量が大きく乖離した年度について、主な要因（渇水、設備停止、ダム運用等）をご教示ください	令和7年度は渇水により、予定受給電力量と実績受給電力量の乖離が生じました。
32	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 別添2	念のための確認だが、記載いただいた予定受電電力量は、同ページに記載の発電停止日数を織り込んだ電力量という認識で間違いないか。	お見込みのとおりです。

番号	質問項目	質問内容	回答
33	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書別添2・別添3	【各発電所の30分デマンドデータ実績】 採算検討のため、過去の（可能であれば直近3～5年程度、最低でも1年分）各発電所の30分デマンドデータ（30分ごとの受給電力量・揚水電力量）の実績をご提供いただけないでしょうか。	各発電所の30分デマンドデータは保有してません。
34	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書6(2)	「一般水力発電所の停止中の所内電力は、本契約の対象外」とのことですが、当該停止中所内電力に関する契約はどのように取り扱う予定でしょうか	別途、小売電気事業者と契約を締結する予定です。
35	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書10(1)	接続供給契約について、「城山発電所のみ」との記載がないが、城山発電所以外の水力発電所においても接続供給契約を結ぶ必要があるということか。もしその場合、接続送電サービスの基本料金の対象kWはいくらか（仕様書P2, 6行目記載の「一般水力発電所の停止中の所内電力は、本契約の対象外とする。」という記載との整合性を確認するための質問）	接続供給契約については城山発電所のみが対象になります。
36	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書6(3)・7(5)	仕様書等に記載のある事項以外に、実運用上、運転計画どおりの発電・揚水が実施できない代表的なケースがございましたらご教示ください。	仕様書「6 一般水力発電所」（3）及び「7 城山発電所」（5）に記載されている以外にはありません。
37	その他	・契約期間中における城山発電所の想定揚水効率をご教示ください ・また、過去10年間の揚水効率の実績推移もご参考までにご教示ください ※ いずれも入札内容を検討するうえで重要な諸元であるため	揚水効率を把握していないため、揚水効率ではなく、総合効率で回答をします。 過去10年間平均の総合効率は次のとおりです。 発電電力量/受電電力量×100=71.2% また、契約期間中における想定総合効率については、過去実績と同等程度の効率となります。
38	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書7	城山発電所様の運用につきまして、揚水と発電の回数は1日最大何回までになりますでしょうか。また、揚水運転時のロス率をご教示いただけますでしょうか。	城山発電所の1日における揚水・発電回数について制約を設けません。城山発電所の運用方法については、仕様書「7 城山発電所」及び仕様書別添1―2をご確認ください。 総合効率については、本質問書番号37に記載のとおりです。
39	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書7	上池に貯められる容量としては契約電力が60,000kWで2台運転の場合、120,000kW×揚水運転時間（約12時間）の144万kWhという認識でよろしいでしょうか。	上池の容量としては、60,000kWで2台の発電運転を行う場合、120,000kW×発電運転時間（約11時間）となるため、概ね132万kWhとなります。
40	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書7	供給、発電の際のそれぞれの単価は発生しない認識でよろしかったでしょうか。	城山発電所の電力料金については、契約書第21条及び仕様書「7 城山発電所」（2）に記載のとおりです。
41	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書7(5)	設備不具合や一般送配電事業者からの要請等により、当日又は運転開始後に運転計画を変更する必要がある場合の連絡方法及び運用についてご教示ください。	仕様書「10 その他」（10）に記載されているとおり、本契約に関する運用については、契約締結後に買受人と協議します。
42	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書7(5)	城山発電所の運転計画については、前日の11時までに提出することを原則とする旨記載がありますが、提出後に市場の動向や受給状況等を踏まえ運転計画の変更が必要となった場合、変更は可能でしょうか。また、可能な場合の運用についてご教示ください。	本質問回答書の番号41のとおりです。

番号	質問項目	質問内容	回答
43	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書別添3	【城山発電所の令和6・7年度の受給/揚水電力量の増加背景】 別添3の実績では、城山発電所の受給・揚水電力量が令和6年度・令和7年度に前年度まで（1万MWh前後）と比べ大幅に増加しています（令和6年度：受給112,446MWh／揚水160,939MWh）。この増加の背景について、設備の稼働状況の変化や系統・需給環境の変化など、本契約期間（令和9～11年度、1・2号機停止）の受給・揚水電力量の見込みに影響する事実があればご教示ください。	相対契約者が変更となったためです。また、現時点においては本契約期間における電力量の見込みに影響はないと考えております。
44	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書別添1－1	【城山発電所の令和6年度 7～8月の発電量増加の要因】 別添3の令和6、7年度実績では、城山発電所の受給・揚水電力量が特に7月～8月に多くなっています。これは、余力活用に関する契約に基づく一般送配電事業者側からの運転指令によるものでしょうか。それとも企業庁（買受人）側の運転計画によるものか、要因をご教示ください。	現契約の守秘義務の内容になるため、開示できません。
45	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書7(1)ア・イ 神奈川県営発電所（相模発電所ほか10箇所）の電力受給に係るQ&A II-8	【揚水2台運転の並列タイミングと最低運転時間】 揚水運転について、仕様書上は発電・揚水ともに1台運転／2台運転が可能とされています。揚水2台運転の場合は「1台目と2台目の間隔を約30分空ける」とあるため、例えば10:00から2台揚水指示を出した場合の運転イメージは、以下の理解でよろしいでしょうか。 10:04頃：1台目並列／10:30頃：2台目並列／10:30以降：2台揚水 また、「起動から停止までの最低運転時間は1時間以上」とあるため、最低運転時間は各号機ごとの並列時点から起算するとの理解でよろしいでしょうか。その場合、2台目が10:30頃に並列するのであれば、2台運転時の最短停止は11:30頃になるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 詳細については、契約後に協議します。
46	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書7(1)イ・別添1－1 電力受給契約書別表1	【城山発電所の揚水1台あたり入力電力】 揚水運転は「1台又は2台の台数のみを指定する運転」とされていますが、1台あたりの揚水入力電力は固定でしょうか。別添1－1では揚水最大電力290,000kW（4台）、別表1では145,000kW（2台分）と記載があり、単純割りでは約72,500kW/台となります。 本契約期間中に運転可能な号機について、①1台あたりの揚水入力電力（kW）の実力値、②有効落差（揚程）の変動による入力電力の変動有無・想定レンジ、をご教示ください。	揚水入力電力については固定となります。 本契約期間中における城山発電所の運転可能な号機については3・4号機となります。 ①定格値は72,500kWとなります。 ②有効落差（揚程）については、発電（揚水）運転を実施している最中に変動します。また、直近の揚水運転における入力電力の変動については以下のとおりです。 全揚程 158.71m 65,249kW 全揚程 161.41m 63,039kW

番号	質問項目	質問内容	回答
47	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 7(5)・別添1-2・別添6	【城山発電所の放流・水位制約による停止・運転制限】 城山発電所は、下池ゲート放流中および下池の水位制約（沼本ダムの水道用原水取水・湖面利用の安全確保・津久井導水路点検に影響する水位）により、発電・揚水が制限されると理解しています（仕様書7(5)、別添1-2）。 ① 本契約期間（令和9～11年度）において、放流・水位制約による発電/揚水の停止・運転制限を、企業庁として現時点でどの程度見込んでいるかご教示ください。 ② 採算検討の参考とするため、過去の放流実績（時期・期間）に加え、放流・水位制約により実際に発電/揚水ができなかった期間・時間のデータをご提供いただけないでしょうか。現契約者の運用に関わる部分を除き、放流・水位という事実ベースでご提供可能な範囲で差し支えありません。 ③ 放流・水位制約による発電停止は、契約書第17条に定める「甲の責めに帰すべき事由」による停止（超過停電電力量の減額対象）には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	①将来の降雨予測は困難なため、発電/揚水の停止・運転制限を見込むことは困難です。 ②放流については、仕様書「7 城山発電所」（5）ア（ア）に記載のとおりです。また、令和7年度実績として、水位制約により停止した回数は11回になります。 ③お見込みのとおりです。
48	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 7(5)	運転を制限する事由が列举されていますが、過去10年間の各事由別の発生実績(件数・停止時間等)がありましたらご教示ください	本質問回答書の番号47のとおりです。
49	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 7(4)	一般送配電事業者からの運転指令にもとづく実績（回数・対象日時・電力量等）についてご教示ください	契約後に開示します。
50	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 7(3)	維持運転（発電試運転月2回・揚水試運転月1回・上池設備点検に伴う揚水運転・降雨運転）に伴う揚水動力費・託送費用は買受人負担と理解しています。過去3年間について、これらの維持運転の区分別の揚水電力量・発電電力量の実績をご提示いただけますでしょうか。	発電試運転1台あたりの発電電力量は35,000kWhになり、揚水試運転1台あたりの揚水電力量は1,000kWhになります。なお、降雨運転及び上池設備点検については、上池の水位により異なるため、お答えできません。
51	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 7	「城山発電所の運用については買受人もこの運用に協力すること。」とありますが、当該協力内容について、具体的にお示しいただきたい。買受人に費用負担が生じる内容が想定されるのでしょうか。	城山発電所の運用への協力内容は、仕様書7に記載する運転上の制約の遵守等であり、下池の関係者（治水・利水・湖面利用）との協調運用への協力をお願いするものです。この協力自体により買受人に新たな費用負担が生じることは想定してません。
52	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 10(2)	城山発電所3・4号機の停止日数及び停止時期について、これらが決定・買受人に通知される時期はいつを予定しているか。	別添4「発電計画等」の「○城山発電所の運転計画に関する事項」「（月間作業停止）」に記載のとおりです。
53	その他	現地説明会の際に城山発電所のOHのタイピングを模索していると伺いましたが、受給契約期間中は行わない認識でよろしいでしょうか	本契約の電力受給期間中に城山発電所のオーバーホール（OH）を実施する予定はありません。なお、受給期間中の予定工事による停止時期は別添6に記載のとおりです。

番号	質問項目	質問内容	回答
54	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 6(1)	地産地消の基本方針について、系統運用上の制約等により神奈川県内への全量供給を達成できなかった場合は、その理由の報告及び改善策の検討・運用への反映を行うものと理解しておりますが、これら以外にペナルティ等はございますでしょうか。	ペナルティは特段設けませんが、仕様書「9 地産地消」(1)に記載されているとおり、神奈川県へ全量供給することを基本方針としており、最大限の努力を行っていただきます。 なお、やむを得ない事情がある場合は、全量供給が達成できなかったことを県企業庁へ報告し、全量供給に向けた改善策を検討し、運用へ反映していただきます。
55	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 9	買受人が本案件由来の個別の地産地消メニューを創設する義務は無いと解していますが、認識に相違ないでしょうか。もし有る場合は想定されている供給条件をご教示いただけますでしょうか。	お見込みのとおりです。
56	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 9(1)	「当該場合はその理由を企業庁に報告するとともに、全量供給の達成に向けた改善策を検討し、運用に反映」について、改善策を講じてもなお、神奈川県内の全量供給が達成されない場合、罰金等の金銭的ペナルティはあるのでしょうか。	本質問回答書の番号54のとおりです。
57	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 9(1)	・神奈川県内での地産地消を追求する場合（完全なる紐づけ）には、現行システムおよびオペレーションでは限界があると考えており、例えば毎月の神奈川県内での販売量が、一般水力の月間発電電力量を超過していることをもって、県内への全量供給がなされていると見做していただく余地はございますでしょうか ・上記の余地が無い場合には、具体的な許容ラインをご教示ください（その許容ライン次第では入札内容〔入札可否含め〕に多分に影響することから確認させていただいております）	全量供給の基準やその許容ラインについては契約後の協議によりますが、例示いただいた内容であれば全量供給と見做す余地はあります。
58	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 9(1)	「当該電力を神奈川県内の需要家又は需要場所に供給」とありますが、需要場所が神奈川県内であれば、契約名義人の本社所在地が県外であっても対象に含まれるとの理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 9(1)	「一般水力発電所が発電した電力については、神奈川県内への全量供給を原則とし、神奈川県内での地産地消を基本方針」とありますが、販売先の確保その他合理的な措置を講じたにも関わらず、余剰が生じた場合は、県外需要家又は卸売市場等への売却は認められるのでしょうか。	契約後に協議します。
60	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 9(1)	「神奈川県内への全量供給を原則とし」とあり、同条(3) 履行確認にて四半期毎に報告書提出が義務付けられ且つ内容と方法の詳細は別途協議にて決定と記載ありますが、当社としてはコマ単位ではなく総量ベースでの全量供給を指していると解していますが、認識に相違ないでしょうか。加えて、貴県指定の提出資料フォーマットがあれば開示頂きたいが可能でしょうか。	総量ベースでの全量供給の認識で相違ありません。また、提出資料のフォーマットについては、契約後に協議します。

番号	質問項目	質問内容	回答
61	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 9(2)	「この環境価値の活用に当たっては、(中略)、神奈川県内の脱炭素化への貢献内容が客観的に確認できる資料を提出すること」とあるが、客観的に確認するに際してどの程度の情報粒度を求めているのか一例をお示し頂きたいが可能でしょうか。または貴県指定の提出資料フォーマットがあれば開示頂きたいが可能でしょうか。	情報粒度や提出資料のフォーマットについては、契約後に協議します。
62	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 9(2)	「神奈川県内での脱炭素化への貢献内容が客観的に確認できる資料」について具体的などういった項目・要素を網羅している必要があるか等の現時点におけるイメージをご教示ください	契約後に協議します。
63	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 9(2) 電力受給契約書 第27条	【環境価値の県内活用(メニュー単位・総量での充当の可否)】 一般水力の環境価値は買受人に帰属し、神奈川県内で有効に活用すること、また同時同量や環境価値の個別トラッキングは求めない旨が示されています(仕様書9(2)、契約書第27条)。これを踏まえ、当社は次の方法での県内活用を想定しておりますが、本契約上認められるかご教示ください。 ① 需要家ごとの1対1の紐づけによらず、神奈川県内の需要家向け電力販売量に対し、企業庁から譲渡を受けた環境価値を総量として充当する方法(神奈川県内販売量 ≥ 充当する環境価値量、となる総量ベースでの充当)でよろしいでしょうか。 ② 四半期ごとに提出する「県内脱炭素化への貢献内容が客観的に確認できる資料」は、県内販売量と充当した環境価値量を総量ベースで突合した資料(需要家ごとの個別明細によらないもの)で足りるとの理解でよろしいでしょうか。	契約後に協議します。
64	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 9(3)	四半期に一度の履行確認の結果、仮に不履行となっている場合に、念頭に置かれている対応(ペナルティ等の措置有無含め)をご教示ください	本質問回答書の番号54のとおりです。
65	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 9(3)	地産地消の履行確認に係る報告書の様式及び報告項目について、現時点で予定がございましたらご教示ください。	現時点では定めてませんので、契約後に協議します。
66	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 9(3)	「報告の内容及び方法」について、貴県が現在想定されている報告項目及び方法について、具体的にお示しいただきたい。	契約後に協議します。
67	電力受給契約書 第27条第2項	環境価値の譲渡に係る手続き等は甲乙協議のうえ決定するとありますが、非化石価値の認定申請等の手続きは買受人にて実施する認識で相違ございませんでしょうか。	非化石価値の認定申請については県企業庁が行います。
68	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 9(1)	神奈川県内需要家の確保においては、神奈川県企業庁の協力は得られるのでしょうか。得られる場合は、具体的にどのような協力を得られるのでしょうか。	買受人において供給先を確保していただきます。そのため、県企業庁の協力は考えておりません。

番号	質問項目	質問内容	回答
69	電力受給契約書 第16条第2項(1)	工事前に一般送配電事業者から請求される工事費負担金について、落札者が一時的に負担する形となっておりますが、どういった理由で工事完了後のみの精算とされているのでしょうか。 また、工事前に請求される工事費負担金を貴局へただちに請求させていただく方法への見直し余地はございますでしょうか。	工事負担金を一般送配電事業者へ支払いが完了した後、一般送配電事業者の工事内容等が当初と変更になった場合に、工事負担金額が変更になることがあるため、工事完了後に精算することとしております。 県企業庁への工事負担金の請求は、契約書第16条のとおり、一般送配電事業者と精算後への請求としてください。
70	その他	契約予定期間中に取引用電力量計やVCT交換の予定はありますでしょうか。 もし予定されている場合、その費用は発注者様のご負担となりますでしょうか。	契約期間中において、取引用電力量計の取替工事を予定していますが、VCTの取替予定はありません。 なお、費用については、契約書第16条のとおりです。
71	電力受給契約書 第15条	【検針日・検針データの伝送方法】 各受給場所の検針日はいつでしょうか。また、検針データは託送システムから伝送された検針データとなるとの理解でよろしいでしょうか	検針日については、託送供給約款に定められているとおりです。また、検針データについては、お見込みのとおりです。
72	電力受給契約書 第16条	【計量器（スマートメーター）の設置状況】 各受給地点の計量器について、全地点にスマートメーターが設置済みでしょうか。契約期間中に計量器の取替（工事費負担金の発生）が予定されている地点があれば、あわせてご教示ください。	全地点においてスマートメーターは設置済みとなります。 なお、契約期間中に計量器の取替を予定している地点は以下のとおりです。 令和9年度 愛川第1発電所、城山1号線 令和10年度 道志第1発電所、城山2号線 令和11年度 玄倉第2発電所
73	電力受給契約書 第15条第2項	対象発電所のすべての計量器が一般送配電事業者の所有となっているという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
74	電力受給契約書 第19条第2項	乙の責めに帰する事由による計画外停止が発生した場合、容量市場における経済的ペナルティは乙が負担するとありますが、「乙の責めに帰する事由」として想定されている事例がございましたらご教示ください。	買受人の都合により長期の停止が生じた場合が想定されます。
75	電力受給契約書 第19条第2項	容量市場の経済的ペナルティのうち落札者が負担することとされている「客観的かつ合理的に乙の責めに帰する事由」というのは具体的にどのようなものを想定しているのでしょうか。	本質問回答書の番号74のとおりです。
76	電力受給契約書 第19条第1項 第19条第2項	容量確保契約金額は企業庁に帰属し本契約収入との精算は行わない（契約書（案）第19条第1項）ことを前提に、同条第2項の「客観的かつ合理的に乙の責めに帰する事由」による計画外停止の判断基準・具体例と、経済的ペナルティの算定方法・上限の考え方をご教示ください。	発生した事象により個別に判断いたします。
77	電力受給契約書 第19条第2項	【容量市場のリクワイアメント未達ペナルティ】 契約書第19条2項に定める容量市場の計画外停止に係る経済的ペナルティについて、①算定方法・負担上限、②「乙の責めに帰する事由」の判定基準の考え方をご教示ください。詳細が甲乙協議事項であることは承知のうえ、現時点で企業庁が想定している内容を確認させていただきたく存じます。	①本質問書番号76に記載のとおりです。 ②本質問書番号74に記載のとおりです。

番号	質問項目	質問内容	回答
78	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 7(1)ア 神奈川県営発電所（相模発電所ほか10箇所）の電力受給に係るQ & A II-8	【城山発電所の安定電源としての管理容量・運転継続時間と毎日の運転等制約要否】 ①城山発電所について、安定電源として容量市場へ参加していると思いますが、応札時に提出されている「期待容量算定諸元等一覧」に記載されていると思われる以下の各数値をご教示ください。 ・各月の管理容量（応札容量算出用） ・各月の運転または放電継続時間（応札容量算出用） ②安定電源における「市場応札リクワイアメント」において、1日において運転継続時間以上の市場応札が必要となるため、その前提で運転計画を策定・提出することになる、との理解でよろしいでしょうか。	①容量確保契約約款第29条に基づき、契約後に開示いたします。 ②契約後に協議します。
79	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 7(4) 電力受給契約書 第6条	【余力活用契約に基づく指令運転の追加費用の負担区分】 城山発電所の余力活用契約に基づく運転指令や電力広域的運営推進機関の供給指示に応じて運転した場合、当該運転に伴い生じる追加費用（揚水用電力の再調達費用、所内・補機消費電力等）の負担区分をご教示ください。契約書第6条により揚水用電力等は買受人負担と理解していますが、指令起因の運転についても同様の理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
80	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 10(1)ア・別添1-1 電力受給契約書 第19条第3項	【余力活用契約の締結対象発電所】 買受人は、一般送配電事業者との間で余力活用に関する契約を締結する（現在の電力受給契約者からの当該契約に関する権利義務を承継する）必要があると理解しております。他方、一般社団法人送配電網協議会が公表している「余力の運用規程」第24条に示されている通り、余力の提供者は、需給調整市場システムを通じて余力提供計画を提出する必要があります。したがって、買受人は、需給調整市場システムにアクセスできる環境を整えるなど、余力活用に関する契約に定められている各義務を履行するための必要な手続きを遂行する必要がある、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
81	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 10(1)ア・別添1-1 電力受給契約書 第19条第3項	【余力活用契約の締結対象発電所】 余力活用契約を締結する対象の発電所は、別添1-1に示されている通り「城山発電所」のみであるとの理解でよろしいでしょうか。また、他の安定電源の各発電所は、調整機能を具備しておらず、「調整機能無」で落札しており、容量市場のルールにおける余力活用契約の締結義務が無いため余力活用契約の締結対象外となっている、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

番号	質問項目	質問内容	回答
82	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 10(1)ア・別添1-1 電力受給契約書 第19条第3項	【余力活用契約締結対象発電所が提供する各機能】 余力活用契約を締結する対象の発電所について、一般社団法人送配電網協議会が公表している「余力の運用規程」第4条に示されている以下の(1)～(7)の各機能のうち、提供可能な機能を全てご教示ください。 (1) 需給調整市場の商品相当の調整力に関する機能 (2) 電圧調整に関する機能 (3) 潮流調整に関する機能 (4) 系統保安ポンプ（揚水ポンプ運転）に関する機能 (5) OP運転またはピークモード運転に関する機能 (6) ブラックスタートに関する機能 (7) 再給電方式に関する機能	余力活用契約に関する事項は、「余力の運用規程」第45条に基づき回答できませんが、契約締結後に開示します。
83	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 別添1-2 電力受給契約書 第19条第3項	【余力活用契約に基づく一般送配電事業者からの運転指令方法】 ①余力活用契約を締結する城山発電所は、調整機能を有する安定電源のため、一般送配電事業者（東京電力パワーグリッド）からの余力活用契約に基づく運転指令（余力の指令）は、専用線オンライン経由でのいわゆるオンライン指令により送信されますでしょうか（あるいは、メールや電話等によるオフライン指令により送信されますでしょうか）。 ②①のご回答が「オンライン指令」の場合、買受人が、発電設備に直接指令されるオンライン指令の具体的な内容（指令値など）を把握する手段はございますでしょうか。	余力活用契約に関する事項は、「余力の運用規程」第45条に基づき回答できませんが、契約締結後に開示します。
84	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書 10(1)ア 電力受給契約書 第19条第3項	【余力提供計画の提出方法の制約】 余力活用契約を締結する城山発電所は、一般社団法人送配電網協議会が公表している「余力の運用規程」第24条に示されている通り、買受人は需給調整市場システムを通じて余力提供計画を提出する必要があると理解しております。余力提供計画において記載する事項（「上げ余力量」「下げ余力量」など）について、具体的な数値をどのように記載するかについては、買受人に一任されており、企業庁としては関知しない、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
85	電力受給契約書 第19条第3項	城山発電所の余力活用に関する契約が本契約前の電力受給契約者と一送の間で締結されており、乙は協力する旨の記載がありますが、場合によっては入札内容に考慮する必要も考えられることから、具体的な内容及び継承する権利義務（方法含め）を改めてご教示ください (仕様書上では全てと記載がありますが、内容の開示はあらかじめしていただけるのでしょうか)	契約後に開示します。

番号	質問項目	質問内容	回答
86	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書10(1) 電力受給契約書第19条第3項	買受人が「一切の権利義務」を承継する「余力活用に関する契約」(契約書(案)第19条第3項)について、守秘義務の設定を前提に、対価条件(kW価格・kWh精算条件等)および直近の指令・対価実績を入札書提出前に開示いただくことは可能でしょうか。あわせて、承継する権利義務の範囲(対価の帰属を含む)をご教示ください。	契約後に開示します。
87	電力受給契約書第19条第3項	本契約前の受給契約者が締結している余力活用契約に関する権利義務を承継するとありますが、受給開始後の具体的な運用(一般送配電事業者からの指令方法、対応方法等)についてご教示ください。また、一般送配電事業者から余力活用契約に基づく運転指令があった場合、買受人が作成した運転計画よりも当該指令が優先される認識で相違ないでしょうか。	一般送配電事業者との協議・契約の中で定められます。当契約締結後に一般送配電事業者を確認をお願いします。
88	神奈川県営発電所(相模発電所ほか10箇所)の電力受給に係るQ&A I-16	【需給調整市場への参加】 「需給調整市場へ参加はしているか」の質問に対し、「現在の相対契約者の運用方法については開示できません」との回答ですが、買受人が電力需給調整力取引所の取引会員として、需給調整市場に参加し応札し収益化を実施する行為自体は、企業局としては電力需給契約上は妨げていない(契約違反ではない)という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
89	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書7・10(1) 電力受給契約書第19条	買受人が城山発電所を需給調整市場に参加させることは契約上可能でしょうか。可能な場合、余力活用契約および容量市場リクワイアメントとの両立条件・必要な手続きをご教示ください。	需給調整市場に参加させることは可能です。 なお、両立条件・必要な手続きについては契約後に協議します。
90	その他	城山発電所について、需給調整市場への入札可能商品についてご教示ください	余力活用契約に関する事項は、「余力の運用規程」第45条に基づき回答できませんが、契約後に開示します。
91	その他	需給調整市場における、城山発電所の供出対応可能商品をご教示ください	本質問書番号90に記載のとおりです。
92	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書7(6)・8(2) 電力受給契約書第21条	仕様書8(2)の超過停電電力量単価の算定式にある「契約金額(1年間)」は、契約書(案)第21条の契約金額(消費税等相当額を含まない年間固定価格)を指すとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
93	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書10(4) 神奈川県営発電所(相模発電所ほか10箇所)の電力受給に係るQ&A II-4	電力受給期間開始時(令和9年4月1日0時)の上池水位について、現契約における受給期間終了時の水位義務・目標水位の定めの有無と、開始時点で想定される水位の水準をご教示ください。	現契約における受給期間終了時の上池水位はEL. 255. 19m以上を指定しています。
94	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書別添4	一般送配電事業者からの要請、送配電設備の故障、系統制約等の買受人の責めによらない事由により受給できなかった電力量について、直近の実績(回数・電力量)と料金上の取扱いをご教示ください。	一般送配電事業者に関する事項のため、回答できません。

番号	質問項目	質問内容	回答
95	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書別添4 神奈川県営発電所（相模発電所ほか10箇所）の電力受給に係るQ&A I-8	インバランスクリスクの評価のため、30分値の開示が難しい場合の代替として、代表月・代表日の時間帯別発電パターン、または月別の最大・最小・平均kW等の統計値を、入札書提出前に開示いただくことは可能でしょうか。	令和6年度における月別の最大kW及び平均kWについては、参加者各位にメールで送付します。
96	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書5・別添2	設備の更新及び修繕に伴う発電停止日数が別添2の想定から大幅に増加する場合、予定受給電力量の減少に関する協議・救済措置はありますでしょうか。ある場合の通知時期・協議開始の基準・減額等の算定方法もあわせてご教示ください。	契約書第12条に記載のとおり、状況等により受給電力量が変動するため、予定受給電力量については保証するものではありません。そのため、予定受給電力量が大幅に減少する場合の救済措置はありません。
97	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書別添4	翌日計画の提出について、翌日・翌々日に加えて3日後の計画について、受領することは可能でしょうか（電力広域的運営推進機関へ提出する翌々日計画の諸元として使用致します）	契約後に協議します。
98	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書別添4	運転計画の変更について、貴庁へ送付することが記載されておりますが発電機トラブルに伴う変更の際も送付必要がありますでしょうか	契約後に協議します。
99	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書別添4	「各計画の提出はExcel形式とし、ファイル名及びファイルフォーマットについては原則として企業庁指定のものとする」とありますが、フォーマットについて提示頂くことは可能でしょうか。	契約後に提示します。
100	神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書10(1)	接続供給契約について、城山発電所の接続送電サービスの基本料金の対象kWは、予備送電サービスAの基本料金対象kWと同様で間違いないか。具体的には、城山発電所所内負荷1,705kWと、城山発電所動力負荷43,212kWの合計44,917kWで間違いないか。	お見込みのとおりです。
101	電力受給契約書全般	契約書の内容については落札後、加筆・修正等の協議は可能でしょうか。	契約後であれば、契約書第40条に記載のとおり、契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じた事項については、財務規程に基づくほか、甲乙協議することができます。
102	電力受給契約書第31条	弊社と事業運営上密接な関係性のある親会社等においては、相手方の了解を得ずとも開示可能な開示先としてあらかじめ明記しておくといった協議の余地はございますでしょうか	契約後に協議します。